

## 自治労女性部 第54回定期総会



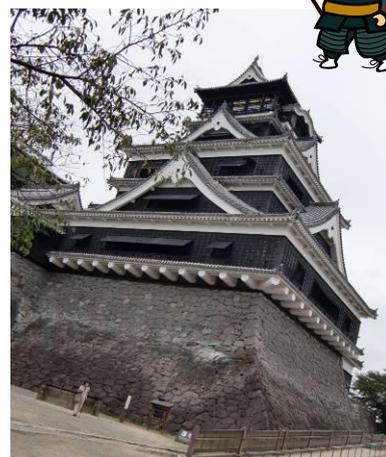
### 《自治労女性部定期総会報告》

8月23日(日)・24日(月)、熊本県立劇場にて、自治労女性部第54回定期総会が行われた。各県本部の代議員が討議発言し、切羽詰まった職場の実態を訴えた。1日目では、人員削減で人手不足となり、結婚しても出産を先延ばしにしなければならない現状や、生理休暇を取得しづらい環境などをあげる各県本部の代議員が数多くいた。2日目に発言した社保代議員は、会場の涙をそそった。解決のめどがつかない年金問題、窓口業務での「死んでしまえ!」「今からぶっ殺しに行くからな!」などと日々精神をすり減らし、夜は食事の支度もできず、家族に負担をかけ、寝に帰るだけの生活。それでも職員は「私は、何を言われても仕事が好きだから…」と必死に働き続けていることを訴えていた。各県の代議員の発言で共通していたことは「いまだに根強くある男女差別問題」と「健康で人間らしく安心して定年まで働き続ける職場づくり」だった。

各県本部の代議員の訴えを聞いて「働く女性たちの戦いに終わりはない」ということを改めて強く感じる定期総会だった。そして、定期総会で学んだことを踏まえ、今後の東京清掃女性部は、足元を見つめ、そしてしっかりと前を向き、一歩ずつ前進して行きまた“団結”という言葉の意味を再認識するよい勉強となった。



私たち女性部は、組合員数の減少が第一の課題です。安心して人間らしく定年まで働き続けるためには、それぞれの仲間の声に耳を傾け、話し合い、横の繋がりを強化することにより、少人数での組織力強化を図ることが大切です。



# 条例改正 ご存知でしたか？



《お子さんのいらっしゃる方にお知らせです》

子の看護休暇が、小学校3年生まで延長されました。  
子の看護のための休暇は、お子様が9歳になった年の3月31日までに延長され更に、時間休暇の取得も可能となりました。

例1) Aさん長男：平成21年4月15日で9歳となりました。  
子の看護休暇を取得する場合：  
平成22年3月31日まで取得可能です。



例2) Bさん次女：平成21年3月15日で9歳となりました。  
子の看護休暇を取得する場合：  
平成21年3月31日まで取得可能です。



時間休暇も取得できるようになりましたので、保育園や幼稚園、学校から勤務先へ緊急な連絡が入っても1時間を単位として取得できます。(但し、職務に支障がないと認めるとき)

※ 時間休暇を取得した場合、日に換算すると7時間45分をもって1日となります。  
※ 日数に関しては、以前と同じ5日以内です。



## 今後の予定



10月6日(火) 16:30よりSKプラザ5F 中会議室において  
女性部第38回定期大会を予定しております。ぜひ参加してください。  
それに伴い、女性部役員選挙を行います。

9月中旬頃に告示をいたしますので、役員に立候補をする方、または現役員で継続される方は、選挙管理委員(組合、佐々木)まで電話連絡の上、FAXでお申し込み下さい。

